

行政組織の変更に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和 7 年 12 月 26 日

行方市長 高須敏美

行方市規則第 39 号

行政組織の変更に伴う関係規則の整理に関する規則

(行方市総合計画審議会規則の一部改正)

第 1 条 行方市総合計画審議会規則(平成 17 年行方市規則第 17 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条中「政策秘書課」を「企画政策課」に改める。

(行方市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則の一部改正)

第 2 条 行方市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則(平成 17 年行方市規則第 153 号)の一部を次のように改正する。

第 12 条中「資産経営課」を「管財課」に改める。

(行方市ふるさと応援寄附金基金条例施行規則の一部改正)

第 3 条 行方市ふるさと応援寄附金基金条例施行規則(平成 20 年行方市規則第 26 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「事業推進課長」を「魅力発信課長」に、「事業推進課職員」を「魅力発信課職員」に改める。

(行方市新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則の一部改正)

第 4 条 行方市新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則(平成 27 年行方市規則第 5 号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

行方市新型インフルエンザ等対策本部健康危機管理部員名簿

- (1) 総務課長
- (2) 財政課長
- (3) 管財課長
- (4) 働き方改革課長
- (5) 税務課長
- (6) 収納対策課長
- (7) 企画政策課長
- (8) 魅力発信課長

- (9) 秘書課長
- (10) 社会福祉課長
- (11) こども課長
- (12) 介護福祉課長
- (13) 国保年金課長
- (14) 健康増進課長
- (15) 総合窓口課長
- (16) 都市建設課長
- (17) 道路維持課長
- (18) 下水道課長
- (19) 農林水産課長
- (20) 商工観光課長
- (21) 環境課長
- (22) 鳥獣害対策課長
- (23) 水道課長
- (24) 農業委員会事務局長
- (25) 学校教育課長
- (26) 生涯学習課長

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。